

老人保健施設旭陽 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会が開設する介護老人保健施設旭陽（以下「当施設」という。）において実施する指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかると以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設旭陽 介護予防通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成5年6月3日
- (3) 所在地 兵庫県たつの市揖西町小神字塚原 1556-1
- (4) 電話番号 0791-66-1472 FAX 番号 0791-66-2870

(5) 管理者 1 名

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2853680011 号)

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 管理者 | 1 人 (兼務) |
| (2) 医師 | 1 人以上 (兼務) |
| (3) 理学療法士等 | 4 人以上 |

※理学療法士等とは、理学療法士・作業療法士・看護師・介護職員をいう

(従業員の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画等に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画等に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の原案をたてるとともに、要介護認定等及び要介護認定等更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、総務、経理、庶務、介護料の請求等、直接処遇以外の業務を行なう。その他、施設の保安、保全、清掃の業務を行なう。

(営業日及びサービス提供時間)

第 7 条 指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及びサービス提供時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの 6 日間を営業日とする。但し、年末年始 (12/30～1/3 を除く)
- (2) 営業日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

第 8 条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、35 人とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及び介護予防リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。

3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 食費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用約款〈別紙2〉に掲載の料金により支払いを受ける。

(3) 事業所が提供する(介護予防)通所リハビリテーションの利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の1割または2割、3割とし、法的代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

たつの市、揖保郡、姫路市林田町

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 指定介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(2) 禁煙 敷地内禁煙と定められているため、全面禁煙となります。

(3) 禁酒 ご利用中は禁酒となります。

(4) 火気の取扱いは、できません。

(5) 設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご使用下さい。

なお、備品の持出しはできません。

(6) 所持品・備品等の持ち込みは、職員に申し出て、許可を得て下さい。

(7) 金銭・貴重品の管理は、原則としてお取り扱いいたしません。

(8) 指定介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、原則としてご

親族をお願いします。

- (9) 宗教活動は、禁止します。
- (10) ペットの持ち込みは、禁止します。
- (11) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- (12) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、別に定める。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人桑の実園福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 6 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 7 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 8 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止等)

第 20 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措

置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人桑の実園福祉会の理事会において定めるものとする。
- 4 当施設は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

- 1 この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 20 年 4 月 1 日一部変更
- 3 平成 21 年 2 月 1 日一部変更
- 4 平成 21 年 4 月 1 日一部変更
- 5 平成 24 年 4 月 1 日一部変更
- 6 令和 6 年 4 月 1 日一部変更